

## 和束町介護職員初任者研修受講料助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、和束町介護保険事業の健全かつ円滑な運営を図り、介護人材の育成かつ確保を目的として、予算の範囲内において、対象研修に係る受講料の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

### (対象研修)

第2条 対象研修は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定める次に掲げる研修課程とする。

#### 介護職員初任者研修

### (対象者)

第3条 助成金交付の対象者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 和束町内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき住民基本台帳に記載されている者
- (2) 令和3年4月1日以降に対象研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- (3) 申請日時点で和束町内の介護サービス事業所に就業しており、かつ、6か月以上継続して介護業務に従事していること。なお登録パートタイムヘルパー（短時間労働者であって、月、週又は日の勤務時間が一定期間ごとに作成される勤務表により、非定型的に特定される者をいう。）にあつては、従事時間が通算して180時間を超えている場合に限る。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2に規定する教育訓練給付金の受給資格を有していない者
- (5) 他の法令等により、対象研修に係る受講料に対して助成金等を受けていない者
- (6) この要綱に定める助成金の交付を受けていない者
- (7) 町税等の公金の滞納がないこと。
- (8) 受講料を既に支払っていること。

### (助成対象経費)

第4条 助成金交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象研修に係る受講料（テキスト代及び実習代を含む。）（以下「受講料」という。）であつて、助成金の交付を受けようとする者が当該研修を実施した機関に支払った額とする。なお、支払いに係る手数料については対象経費としない。

### (助成金額)

第5条 助成する金額は、対象研修に係る受講料の3分の2の額とし、限度額を60,000円とする。但し、1,000円未満の端数は切捨てとする。

2 就業先から対象研修に係る受講料の一部が助成されている場合は、対象研修に係る受講料からその額を控除し、前項の助成する金額を算出するものとする。

### (交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、和束町介護職員初任者研修受講料助成金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次の書類を添付して、町長に提出するものとする。ただし、第4号に掲げる書類にあつては、就業先から対象研修に係る受講料の一部が助成されている場合に限る。

- (1) 対象研修の修了証の写し
- (2) 就労証明書（別記様式第2号）
- (3) 対象研修に係る受講料の領収書
- (4) 対象研修に係る受講料の助成証明書（別記様式第3号）

2 前項に規定する申請の期限は、申請者が対象研修を修了した年度の翌々年度の末日までとする。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

### (交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査の上、交付の可否を決定し、和束町介護職員初任者研修受講料助成金交付決定（却下）通知書（別記様式第4号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第8条 町長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者に対し速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第9条 町長は、決定通知書を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の規定による交付決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りの申請その他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- （2） その他町長が相当な理由があると認めるとき。

（助成金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。